

令和4年度  
技能検定職種の統廃合等に関する検討会  
報告書

令和5年4月

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

大木 栄一 玉川大学経営学部国際経営学科 教授

金子 勝一 山梨学院大学 学習・教育開発センター 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集委員

◎ 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 副学長

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものづくり大学技能工芸学部 教授

松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授

和田 正毅 職業能力開発総合大学校 名誉教授

五十音順・敬称略

◎：座長

## (目次)

1	はじめに.....	3
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準).....	3
	(1)第1次判断基準.....	3
	(2)第1次判断基準に基づく評価.....	3
3	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益).....	4
	(1)第2次判断基準.....	4
	(2)塗料調色の状況.....	4
	(4)技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング.....	5
	(5)技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集.....	6
4	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について.....	7
	(1)塗料調色.....	7
5	技能検定の実施頻度を増やす場合の考え方	

## <資料>

- 1 これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績
- 2 平成 22 年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等
- 3 パブリックコメントでいただいたご意見の概要
- 4 実施頻度を増やす場合の考え方

## <参考資料>

- 1 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要項
- 2 技能検定の統廃合について

## 1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（本検討会）を開催し、平成21年度には社会的便益の評価の具体的な方策について議論するとともに、以降、これらの基準に基づき技能検定職種の統廃合に係る方向性について提言してきた。（これまでの提言については資料1及び2参照）

令和4年度においては、第1次判断基準を下回る1職種を検討対象職種として選定し（第1次判断）、当該職種を対象に社会的便益の評価を行ったところ（第2次判断）、ここに結果をとりまとめる。

また、既存の統廃合等の判断基準は、技能検定の実施頻度を減らす場合の基準を定めるものであるが、受検者増が見込まれる場合等を想定して、実施頻度を増やす場合の判断基準についても検討を行ったところ、併せて結果（実施頻度を増やす場合の判断基準）を示す。

## 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

### （1）第1次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第1次判断基準としては、定量的基準によることとされており、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下の場合に検討対象としている。

ただし、直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えている場合、隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合（隔年実施の場合は50人以上、3年毎実施の場合は30人以上）は、検討対象から除外している。

### （2）第1次判断基準に基づく評価

上記基準により評価した結果、表1のとおり、令和3年度以前6年間（新型コロナウイルス感染拡大防止のため試験が中止される等の影響のあった令和2年度を除

く) の職種別の年間平均受検申請者数が第 1 次判断基準を下回った職種は、都道府県が実施する全 110 職種中塗料調色 1 職種であった。このため、本委員会において、当該職種を対象として、第 2 次判断として社会的便益の評価を検討することとした。

なお、令和元年度「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」において、印章彫刻については令和 4 年度において再検討することとされているが、令和 3 年度受検者は 141 人となり、上記第 1 次判断をクリアしている。

表 1 塗料調色職種における過去 6 年間の受検申請者数

職種	受検申請者数									基準	備考
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	6 年平均		
塗料調色	129	129	122	93	87	76		78	98	100	毎年実施

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、前期試験を中止したため平均値の計算からは除外している。

### 3 技能検定職種統廃合等に際しての第 2 次判断 (社会的便益)

#### (1) 第 2 次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第 2 次判断基準としては、業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断することとされている。

塗料調色職種については、現在、毎年で実施されているが、第 1 次判断基準を下回ったことを踏まえ隔年実施に実施頻度を減らすか、社会的便益に照らして毎年実施を継続するか、評価を行った。

以下、検討結果を示す。

#### (2) 塗料調色の状況

##### ・塗料調色作業

いわゆる塗料の色合わせであり、指定された塗料の色と容量をできるだけ少ない原色数で、かつ短時間で行うことが求められる。技能検定の実技試験では、ラッカーエナメル、合成樹脂調合ペイント及び合成樹脂エマルジョンペイント並びに溶剤を使用して必要な量の調色作業を行う。

#### ア 職種の変遷

昭和 55 年度に塗料調色職種 (店頭調色作業) として新設され、平成 3 年度に

塗料調色職種（塗料調色作業）へ（作業の）名称変更が行われた。

#### イ 受検申請者数の推移等

職種創設当初は年間 800 名ほどの受検申請者数であったが、これはその時点で多くの潜在的受検者が存在したためと考えられる。その後、受検申請者は減少傾向が続き、平成に入って以降は 100 名前後で推移、平成 29 年度以降 100 名を切る状況が続いている。

令和 2 年度を除く平成 27 年度から令和 3 年度の 6 年間の受検申請者は平均 98 名と、第 1 次判断基準を下回る結果となった。

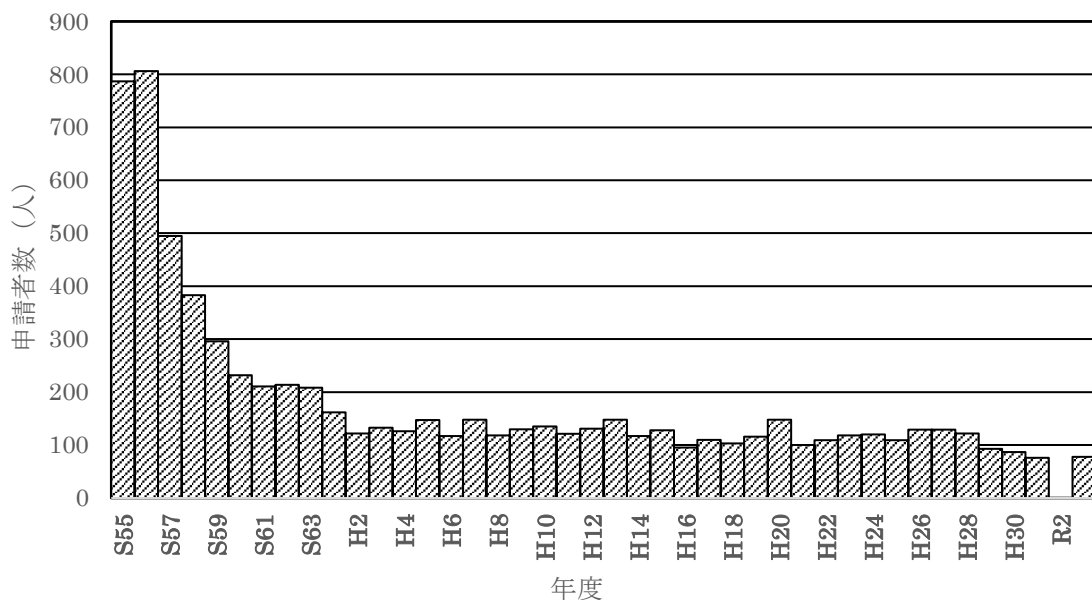


図 1 塗料調色職種受検申請者数の推移

#### (5) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

塗料調色職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて示された関係業界団体の意向は表 2 のとおりである。

表2 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
塗料調色	都道府県方式での継続（毎年実施）を希望

より具体的には、塗料調色職種について、以下の説明があった。

- ・塗料卸売事業所数は3,309事業所、就業者数は23,349人である（いずれも経済センサス基礎調査2016年の数字）。
- ・技能検定は、調色従事者の技能向上のほか、技術・営業職種においても目標設定等のモチベーションアップに活用されている。また、塗料販売店には、調色技能士のいる店としてアピールする例もあり、営業戦略上も重要な資格となっている。
- ・技能検定が無くなること（受検機会が減ること）により、販売店における営業戦略上の看板の喪失、熟練者による円滑な技能継承・技能向上のための意欲の減少、目標設定におけるモチベーションの低下、若年技能者の確保・定着に資する資格取得の機会喪失、業界内における統一的な技能評価ができなくなる等の弊害が考えられる。
- ・受検者が増加しない要因として、技能への需要の変動として、メーカーの小口調色対応や店頭調色機の普及による熟練者の相対的ニーズが低下していること、人手不足に起因する就業環境の変動として、仕事に余裕がなく受検やその準備に時間を掛けられない状況があること、若年者の世代交代が遅く、新規対象者の受検が伸び悩んでいること、地区により技能検定の認定度に差があるなどPR不足であることが考えられる。
- ・コロナ禍にあって受検会場の事情により人数調整した地区もあるなど、潜在的ニーズはあると考えられ、団体において会員あて実施したアンケート調査でも潜在受検者数は200名を超えるとの結果であった（技能検定の受検者数に占める会員所属の受検者数の割合は概ね40%である）。
- ・受検者増に向けて、団体会員へのきめ細かい周知活動として、会報やホームページ掲載のほか、アプリを用いた個々の会員への直接通知を行うこと等により、潜在的需要の掘り起こしを強化するとともに、当該団体とは異なる業態ではあるが受検対象者が存在する他団体へ働きかけを行うことで、今後は業界全体で受検者増に取り組めると考えている。また、検定を実施する都道府県職業能力開発協会とのより一層の連携のため、受検勸奨を行っているが、これまで支部の個人単位で任せていたところを、団体としてブロック単位で支援可能な体制を検討してい

く。

- ・塗料調色職種は、塗料販売業者及び従事者にとって必要不可欠な国家試験であり、現行のとおり、都道府県方式による毎年実施として存続させるべきと考えている。

#### (5) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和4年12月21日(水)～令和5年1月20日(金)までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、計1件の意見があり存続を求めるものであった。

寄せられた意見の要旨は資料3のとおりである。

#### 4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象職種に係る毎年実施継続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

##### (1) 塗料調色

受検者が増加しない要因として、店頭調色機の普及等による熟練者の相対的ニーズの低下、若年者の世代交代の遅さに起因する新規対象者の受検の伸び悩み、PR不足等がある一方、団体会員へのアンケートの結果等からは、潜在的受検者も相当数存在することが期待される。

一般のヒアリングにおいては、受検者増に向けた取組みとして、団体会員へのきめ細かい周知活動による潜在的需要の掘り起こしの強化、当該団体とは異なる業態ではあるが受検対象者が存在する他団体へ働きかけを行うとしている。第1次判断基準への不足が2名であること、潜在的受検者が相当数あることも踏まえ、これら取組みによる受検者増が期待される。

このため、塗料調色職種については、コロナ禍ということもあり、受検制限されていたことも鑑み、以下を条件として、通年実施の継続を認めることが適当である。

なお、条件を満たさないこととなった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。



**【通年実施の継続を認める条件】**

令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であること。

ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。

5 実施頻度を増やす場合の考え方

実施頻度が隔年又は3年ごとの検定職種の中には、最近の社会的情勢等の変化により、受検者の増加が見込まれるものもあり、関係業界団体からは、実施頻度を増やしたいという要望が上がってきている。

しかしながら、既存の統廃合等の判断基準は、技能検定の実施頻度を減らす場合の基準を定めるものであり、このような要望について検討を行うには、実施頻度を増やす場合の基準を定める必要がある。

このため、実施頻度を増やす場合の判断基準について検討を行った。

以下に検討結果（実施頻度を増やす場合の判断基準）を示す。

実施頻度を減らす場合においては、受検者数を第一次判断基準に、社会的便益を第二判断基準としているところ、実施頻度を増やす場合においても同様の基準により判断することが適当である。

【第一次判断基準】に示す受検申請者数のほか、【第二次判断基準】に示す社会的便益を勘案のうえ、実施頻度増の適否について、本検討会の中で評価し結論を得る。

**【第一次判断基準】**

客観的データをもって、以下に示す受検申請者数が継続的に期待できること。

なお、平均受検申請者数を算定する期間は、原則として、6ヶ年平均とし、過去の実績のほか、受検申請者増の推計も含まれる。

- ① 3年ごと → 隔年 : 年間平均受検申請者 50名
- ② 隔年又は3年ごと → 毎年 : 年間平均受検申請者 100名

**【第二次判断基準】**

① 業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益があること。

## これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数(人)	試験実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23 廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22 廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23 廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23 廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23 廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23 廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23 廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22 廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23 廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24 他職種と統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年で試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	エーエルシーパネル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24 他職種と統合
H23	(対象無し)				

年度	検討対象職種	6年平均受検申請者数(人)	試験実施頻度	検討会結論	対応
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	(H27 再検討)
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29 廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	(H29 再検討)
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	(H29 再検討)
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28 廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	→令和2年度に再検討
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	→令和元年度に再検討

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29 プリプレスに 職種名称変更
	エーエルシーパネル施工職種	38	隔年	今後、平成 29 年度から起算して 3 年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				
R 元	陶磁器製造職種	40	3 年毎	平成 30 年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79 人であり、90 人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成 29 年度の結論を変更する必要性が見出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	令和 3 年度 最終試験実 施の上廃止 予定
	ウェルポイント施工職種	45	2 年毎	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和 2 年度から起算して 3 年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
	印章彫刻職種	29	3 年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和 3 年度の技能検定試験では 100 名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和 3 年度の受検者数が 100 人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするが適当。	要フォロー →令和 4 年度 に再検討
R 2	機械木工	25	3 年毎	機械木工職種については、平成 29 年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和 4 年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が 90 人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	要フォロー →令和 5 年度 に再検討

	枠組壁建築	95	毎年	<p>枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増加するものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。</p> <p>このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。</p>	
R3	(対象なし)			令和2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、令和3年度の結果に基づき判断	保留
R4	塗料調色	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。(ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和6年度に再検討

なお、令和元年度「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」において、印章彫刻については令和4年度において再検討することとされているが、令和3年度受検者は141人となり、上記第1次判断をクリアしている。

木工機械整備	- (28)	42 (24)	(24)	(14)										
実施頻度	隔年実施													
検討会の提言	廃止か他職種との統合		H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合											
縫製機械整備	83 (81)	92 (83)	- (72)	78 (69)	- (56)	80 (56)	- (42)	160 (53)	- (53)	164 (67)	- (67)			
実施頻度	毎年実施	隔年実施												
検討会の提言								業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認める。						
枠組壁建築	48 (80)	96 (81)	205 (95)	124 (106)	- (91)	77 (92)	135 (106)	137 (113)	80 (92)	85 (86)	53 (95)		68 (95)	
実施頻度	毎年実施												隔年実施	
検討会の提言		H18-23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合に隔年に移行		24年度の結果を見て判断	前期から後期に移行。25年度は休止して周知期間に			業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認める。				R3年度から起算して隔年実施とすることを条件に存続を認める		
酒造	105	143	72	95	74	76 (94)	118 (96)	159 (99)	- (87)	205 (105)	150 (118)		154 (131)	
実施頻度	毎年実施													
検討会の提言								受検者拡大を条件に存続を認める。						
複写機組立て	102	114	81	79	53 (93)	- (72)	35 (60)							
実施頻度	毎年実施					隔年実施								
検討会の提言						需要がなく、廃止とする。最終試験に配慮する。	H27年度の最終試験をもって廃止							
木型製作	42 (42)	46 (38)	- (33)	- (26)	66 (33)	- (26)	- (19)	90 (26)						
実施頻度	毎年実施	3年毎実施												
検討会の提言					受検者増が見込めないことから、廃止とする。最終試験に配慮する。	H28年度の最終試験をもって廃止								

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

※) 出典はこれまでの検討会報告書及び技能検定実施状況

資料3

パブリックコメントでいただいたご意見の概要

【塗料調色職種関係（1件）】

番号	御意見等の要旨	要望
1	廃止は技能継承を途絶えさせることにつながるため、好ましくありません。他の技能試験との統合は、試験事務の簡素化などのためにも必要と考えます。もっとも関連の深い、建設関係（塗装）や工場板金など検討されることを望みます。	存続

## ○実施頻度を増やす場合の考え方

実施頻度が隔年又は3年ごとの職種の中には、最近の社会的情勢等の変化により、受験者の増加が見込まれるものもあり、関係業界団体からは、実施頻度を増やしたいという要望が上がってきている。

このため、実施頻度を増やす場合の基準について、検討を行う。

### 実施頻度を増やす場合の判断基準(案)

実施頻度を落とす場合においては、受験者数を第一次判断基準に、社会的便益を第二判断基準としているところ、実施頻度を増やす場合においても同様の基準により判断することが適当である。

「第一次判断基準」に示す受検申請者数を継続的に見込めることに加え、「第二次判断基準」である社会的便益の観点から実施頻度を増やすことが適当であること、具体的には以下を条件とし、本検討会の中で評価し結論を得ることとする。

#### 【第一次判断基準】

客観的データをもって、以下に示す受検申請者数が継続的に期待できること。

なお、平均受検申請者数を算定する期間は、原則として、6ヶ年平均とし、過去の実績のほか、受検申請者増の推計も含まれる。

- ① 3年ごと → 隔年 : 年間平均受検申請者50名
- ② 隔年又は3年ごと → 通年 : 年間平均受検申請者100名

#### 【第二次判断基準】

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、実施頻度増の適否を判断



## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

### 1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

### 2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

### 3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

### 4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

### 5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

## 技能検定の職種等の統廃合等について

### 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

### 規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



### 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

- 1 検討体制  
技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画  
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準

#### 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。  
 ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超  
 ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下の場合

#### 社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

- 4 検討過程の客観性・透明性の確保  
 ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当